

第7号様式

行政文書部分公開決定通知書

教 高 第711号

令和5年7月21日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会 印



令和5年2月7日付けで公開請求のあった行政文書については、新潟県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を公開することを決定したので通知します。

行政文書の件名又は内容	○令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書 ○令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書
公開の日時及び場所	令和5年8月7日（月）郵送
公開の方法	写し等の交付
公開しない部分及びその理由	別紙のとおり
公開することができるようになる期日	年 月 日以後であれば、公開しない部分を公開することができます。公開を希望する場合は、当該期日以後改めて請求をしてください。
担当課（所）	高等学校教育課 指導第2係 電話番号（025）280—5612
備考	新潟県情報公開条例第13条により、公開請求のあった行政文書については、当該情報に係る第三者から反対の意思を表示した意見書が提出されていることから、公開決定の日と公開を実施する日の間に、少なくとも2週間を置くこととします。

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（所）へ御連絡ください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

付記

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

速達

新潟県庁内局

料金後納郵便

2 5 2 0 0 2 1



PB1303



0085968
3A9473E

新潟県庁内

21.07.23

NIIGATA
KENCHO MAI

宮
部
龍
彦
様

神奈川県座間市緑ヶ丘六-1-1-23-1-02



新潟県

〒950-8570 (新潟県庁専用郵便番号)
新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁 高等学校教育課
TEL.025-285-5511(代表)
FAX.025-285-7998

指導第2係